

大和市告示第211号

大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月17日

大和市長 古谷田 力

大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱（平成15年大和市告示第121号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この要綱は」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項本文の規定による一般廃棄物収集運搬業（し尿及び浄化槽清掃業を除く。以下同じ。）に係る許可及び不利益処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）」に、「基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項本文の規定による一般廃棄物収集運搬業（し尿及び浄化槽清掃業を除く。以下同じ。）の許可に関する基準の細目、不利益処分の基準その他必要な事項について定めるものとする」を「定めるもののほか、この要綱の定めるところによる」に改める。

第2条第1項中「第9号」を「第8号」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第3号中「氏名」を「、氏名」に改める。

第4条中「までの間」の次に「をいう。」を加える。

第5条第1項中「対し、」の次に「指導又は」を、「不利益処分」の次に「（以下「不利益処分等」という。）」を加え、同条第2項中「不利益処分」を「不利益処分等」に改める。

第6条第1項中「前条に規定する許可の取消し等の不利益処分」を「不利益処分等」に改め、同条第2項第2号中「その他」を削り、同条第6項中「又は」を「、又は」に改める。

第7条中「第5条の規定による不利益処分」を「不利益処分等」に改める。

第8条第1項中「規定する」の次に「とき」を加え、同条第2項中「仮処分」を「市長は、仮処分」に改め、同条第3項を削る。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（不利益処分をする場合の手続）

第9条 市長は、第5条第1項に規定する許可の取消し等の不利益処分を行う場合において、許可

を取り消すときは聴聞を、事業の停止を命ずるときは弁明の機会の付与を、行政手続法の規定によりそれぞれ行わなければならない。

別表中「不利益処分」を「不利益処分等」に改め、同表不利益処分の基準(1) 不正行為の表備考第3項中「停止回数」を「不正行為の回数」に改め、同表備考第4項及び第5項中「違反」を「不正行為の」に改め、別表不利益処分の基準(2) 施設内における事故等の表処分内容（搬入停止期間等）の欄中「同事故」を「同様の事故」に、「再度起こした場合の処分内容は、次項本文」を「再度起こした場合の処分内容は、次項」に、「同損害」を「同様の損害」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。